

ス ポ 21 第 19 号  
令和 8 年 2 月 20 日

「スポーツクラブ21ひょうご」  
各市町連絡協議会会長 様

「スポーツクラブ21ひょうご」  
全県連絡協議会会長

「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（依頼）

平素は、「スポーツクラブ 21 ひょうご」の活動につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課長から別添写しのとおり周知依頼がありました。つきましては、貴市町の「スポーツクラブ 21 ひょうご」各クラブ会長に周知願います。

#### 記

##### 【趣旨】

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行が令和 8 年 12 月 25 日に予定されていることに伴い、別添のとおりこども性暴力防止法施行ガイドラインが定められました。

児童等に対して教育を提供する「民間教育事業者」は、法に基づきこども家庭庁による認定を受けた上で事業者マークを表示することができ（通知中別添 4 を参照）、認定を受けた場合は従事者による児童対象性暴力等の措置を講じることが義務付けられます。

認定の対象となる民間教育事業者として「地域スポーツクラブ」が例示されています（ガイドライン P61 参照）。

本通知はガイドラインの留意事項及び参照箇所を十分に御了知の上、各クラブへの周知を求めるものです。

##### ○ 送付書類

- 1 「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（依頼）【写】
- 2 「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（通知）【写】
- 3 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）【写】

##### 【参考】 こども性暴力防止法の説明動画

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会事務局  
兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課内（担当：中村）  
TEL：078-362-9446 FAX：078-362-4022  
Mail：Shunsuke\_Nakamura@pref.hyogo.lg.jp